情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー(基礎編)

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成方法(基礎編)

株式会社野村総合研究所

コンサルティング事業本部

2023年11月



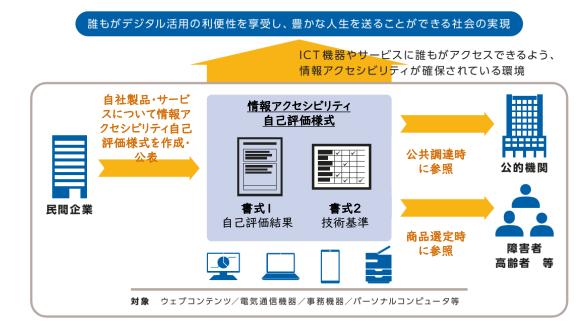




1. 背景

- 「デジタル活用共生社会の実現に向けて~デジタル活用共生社会実現会議 報告~」(平成31年4月、総務省・厚生労 働省)において提言された「情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み」の導入に向け、総務省では「情 報アクセシビリティ自己評価様式(通称:日本版VPAT)」の検討を進めてきた。
- ●情報アクセシビリティ自己評価様式は、企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ確保 の状況を自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考とし ていただく仕組み。
- 本様式の導入により、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ確保を促進することを目的としている。

<情報アクセシビリティ自己評価様式の導入により目指す社会>



1. 背景

- 政府情報システムの整備及び管理に関する政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライ **ン」は令和3年度に改定が行われ、「政府情報システムの公共調達にあたって、総務省が公開している情報アクセシビリ** ティ自己評価様式の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況(あるいは対応予定)を記載するように応札者に求め る」ことが定められた。
- 今後、同ガイドラインに基づき、各府省庁が、政府情報システムの調達の際に、企業に対して、「情報アクセ シビリティ自己評価様式」の記入、提出を求めることも想定される。

<デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン>

情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本産業規格等を踏まえつつ、情報シス テムの利用者の種類、特性および利用において配慮すべき事項等を記載するとともに、国民向けの情報システムの整 備に当たり、デジタルデバイドが是正され、全ての国民がその恩恵を受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方等 に配慮するものとする。

具体的には、障害者・高齢者を始めとして誰もがICT機器・サービスにアクセスできるよう、整備する情報システムの内 容に応じ、総務省が公開している情報アクセシビリティ自己評価様式(通称:日本版VPAT)の書式に基づき、アクセシ ビリティへの対応状況(あるいは対応予定)を記載するように応札者に求めることで、可能な限り、障害の種類・程度を 踏まえた対応状況を確認することにより、環境整備の推進に努める。

情報アクセシビリティを確保していないために生じる問題

● デジタル時代おいて、様々な手続きやコミュニケーションがオンライン上で実装されることが増える一方で、ICT機器・ サービスを提供する側が情報アクセシビリティへの配慮を怠ると、住民が目的の情報にたどり着けない、必要な手続きが 行えないといった問題が発生することが懸念される。

<情報アクセシビリティが確保されていないことで生じる問題例>





住民票や印鑑証明等を発行するキオスク 端末がタッチパネルのみで音声ガイドが 設定されていないために、視覚に障害が ある場合、誰かの手を借りないと個人情 報を取得できない

イントラネットや庁内システムのウェブア クセシビリティ確保が不十分なために、 障害を有する職員が業務を遂行するに あたって不便さを感じる







学校でタブレット端末が配布されたが、普 段パソコンで使用しているスクリーンリー ダーや拡大ソフト等のソフトウェアが使えず、 他の学生と同様に授業を受けられない



PDFのダウンロードによる情報提供がなさ れる場合、スクリーンリーダで読み上げられ ないために、視覚に障害があると情報が取 得できない (例:避難地図、施設の予約状 況、手続き書面)





手続きに際して画像認証が求められる 場合があり、視覚に障害がある場合、 一人では手続きを完了できない

議会の中継等の動画に字幕がないため、 聴覚に障害がある場合に、取得できる情 報に格差が生じる



3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の仕組み

情報アクセシビリティ自己評価様式は、「書式 | 自己評価結果」と「書式2 技術基準」で構成されます。

書式|自己評価結果

- 「書式2 技術基準」を用いて実施した自己評価 結果に基づき、「書式」 自己評価結果」に定め られた事項について記載します。
- 利用者は、書式 | の内容を確認することで、自身 の目的に沿うICT機器・サービスであるかについ て、概略を把握することができます。

作成日: 年 月	情報アクセシビリティ自	自己評価様式	(様式1 自己評価結果)	
	<u> </u>		製品面像	_
企業·団体名				
ICT機器・サービス名称				
55				
ICT機器・サービス概要				
問合せ先 ウェブサイ NURL				
DED94 NOKE				_
機能性能				
243	(SGE	評価結果	極要	
視力なしての使用(全音)				
製品・サービスが視覚的な操作モー	Fで提供される場合、視力を必要と			
しない保存モードが用意されている	7			
届られた視力での使用(弱視、D	I-ビジョン)			\dashv
製品・サービスが授業的な操作モードで提供される場合、限られた視力 で対応可能な操作モードが開発されているか				
				_
他知覚なしての使用				
製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色知覚を必要				
としない操作モードが用意されてい	5.09			
味力なしての使用(全ろう)				╗
製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、助力を必要と				
はいない程件モードが用品されているか				
隔られた聴力での使用(顕聴)				\dashv
製品・サービスが聴覚的な操作モー 機能によって限られた助力を補り技	ドで行われる場合、強化された資声 作モードが提供されているか			
				4
発は終力なしての使用				
製品・サービスが発送による操作モードで行われる場合、富声入力を必				
受としない保存モードが用意されて	167			
除られた毎用さ又は力ての使用				\dashv
製品・サービスが手の動作を必要と 要としない報作モードが用意されて				
		1		- 1

随られた手の届く範囲での使用		
製品・サービスが手動による操作モードで提供される場合、手の届く範 で、かつ限られた力で対応可能な操作モードが明息されているか		
光の原端による影響の順小化(先感覚性発作) 製品が視覚的な操作モードで変明される場合、光感受性操作を引き 記こすりスクを緩小化するような記載がなされているか		
配点对象项目	評価結果	概要
プライバシー 製品・サービスがアクセンビリティ機能を提供する場合、アクセンビリティ 最を使用するにおよりプライバシーが行うれる総合モートが用意れてい なか		
サポート対応	評価結果	位更
配慮対象項目 ドキュメントとサポートサービス 製品の指数説明書や同台セ先が信仰されているか。また、アクセンビッ ティに配慮したがボート(指数説明書、電話や予選(集紀)記じ、		et a
サポート製成 芝田が毎年 〒1433と大学をよりサビス 芝園の田園園園で同時では近日の内では、北、アラビバ 芝園の田園園で同時では近日の内では、北、アラビバ 市のは、労団を内では近日の一部という。 用いた技術選手 角肉季度		es.

書式2 技術基準

- 企業等は、自社のICT機器・サービスに対して、 技術基準に基づき情報アクセシビリティ確保の 状況について自己評価を実施します。
- 利用者は、書式2の内容を確認することで、自身 の目的に沿うICT機器・サービスであるかについ て、詳細を把握することができます。

企業評価欄

1.1.1 昇テキストコンテンツの 達成基準

Step I ICT機器・サービスの選定

情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うICT機器・サービスを選定します。

技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」) Step 2

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うために用いる技術基準を選択します。技術基準 は以下に示す3つの選択肢があります。
- 原則、日本のJIS X 834 | を技術基準として使用してください(パターンA)。

パターンA 技術基準として JIS X 8341を 使用

パターンB 技術基準として 米国リハビリテー ション法508条技 術基準を使用

パターンC 技術基準として EN規格(EN 301 549)を使用

「書式 | 自己評価結果」の作成 Step 3

「書式2 技術基準」における評価結果を参照しながら、「書式! 自己評価結果」を作成します。

Step 4 (任意)

公開

「書式」自己評価結果」及び「書式2 技術基準」を、企業のwebサイトなどで公開してください。企業 による公開事例の中から好事例について、総務省は政府のwebサイトにおいて紹介する予定です。

技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」) Step 2

●評価対象となるICT機器・サービスに該当するJIS X8341を選択してください。

※製品群に合致しない場合は、要素が含まれるJISを組み合 わせる。

JIS(×)8341	製品群				
JIS(×)8341-1	共通指針				
JIS(×)8341-2	パーソナルコンピュータ				
JIS(×)8341-3	ウェブコンテンツ				
JIS(×)8341-4	電気通信機器				
JIS(×)8341-5	事務機器				
JIS(×)8341-6	対話ソフトウェア				
JIS(×)8341-7	アクセシビリティ設定				

- ●総務省がwebサイトにて公開しているExcel資料 「書式2 技術基準」より、該当するJIS X 8341の シートを探してください。各シートでは、技術基準と して具体的な多くの項目が示されています。
- 各項目に対して、貴社のICT機器・サービスの適合 状況を評価し、その結果を「企業評価欄」にて、 「○」「×」「一(対象外)」で記載します。
- 対応している場合は「○」、対応していない場合は 「×」、対応する必要がない場合は「-(対象外)」 を記載ください。補足すべき事項があれば備考欄 に記載してください。

「書式2 技術基準(JIS X 8341)」の構成

RICTF RX89	の技術量率(JISX8341シリー	-ズ(JISx8341-3:ウェブコンテンツ))		企業評価欄									
章・項・節	項目名	規格內容	1946	備考	しでの 使 用	た視力	覚なし で の	しでの 伊	た聴力での使	力なし での使	限たさ力使用 はの	た手の 居く範	による影 響の最小
1	知覚可能の原則	情報及びユーザインタフェース コンボーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者 に提示可能でなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1	代替テキストのガイドライン	全ての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの 利用者が必要とする形式に変換できるように、代替テキストを提供する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1.1	非テキストコンテンツの 遊成基準	利用側に展示される全でのカテキス・コケンプにより得らな目的を指すすが数チネストが開始されている。ため、の場合は多様、いたい人の、 コントロール及び入力 コントロール及び入力 キテキストンフケングが、コントロール及び井利間の入りを整け付けるものであるとき、その前かを観察的するを前へかから、世間がした。この、一ル及び井利間の入りたを受けれるコケンプングが、また。この、日本のよりでは、日本のより			•	•	•	•	•	•			
1.2	時間依存メディアの ガイドライン	時間依存メディアには代替コンテンツを提供する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.2.1	音声だけ及び映像だけ (収録済み)の達成基準	・原業系から無人の意宜がレジャプなど収録素かの締組しか意定なレジテンでは、 が助事業を構たしても、ただし、その意理を実施を分グタブにたるするとない情報 であって、メディアによる付着できることが明確にラベル付けされている場合は終く (ベバムル)。 かび起系系の自用しかきない場合・ 特徴的なケダアではまでは他コンテンツによって、収録系から自用しか含まないコンテンツと即等の開催を提供している。 (砂碗系みの砂線のできない場合・ 特徴的なディデアはする代替コンテンツ又は自用シラックによって、収録系の砂線 したきないコンテンと関係の指揮を提供している。			•	•		•	•				
1.2.2	キャプション(収録済み)の 達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録消みの自声コンテンツに対して、キャブションが提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く (レベルム)、						•	•				

Step 3

「書式」自己評価結果」の作成

企業・団体名 ICT機器・サービス名称 型番			製品画像	
ICT機器・サービス概要				
問合せ先				
ウェブサイトURL				
機能性能				
配慮	対象項目	評価結果	概要	
視力なしでの使用(全盲)				
製品・サービスが視覚的な操作モ しない操作モードが用意されている	ードで提供される場合、視力を必要と か			
限られた視力での使用(弱視、)	コービジョン)			
製品・サービスが視覚的な操作モ で対応可能な操作モードが用意さ	-ドで提供される場合、限られた視力 れているか	4		
色知覚なしでの使用				
製品・サービスが視覚的な操作モ としない操作モードが用意されてい	-ドで提供される場合、色知覚を必要 るか			
聴力なしでの使用(全ろう)				
製品・サービスが聴覚的な操作モ しない操作モードが用意されている	ードで提供される場合、聴力を必要と か			
限られた聴力での使用(難聴)				
製品・サービスが聴覚的な操作モ 機能によって限られた聴力を補う	ードで行われる場合、強化された音声 操作モードが提供されているか			
発話能力なしでの使用				
製品・サービスが発話による操作も 要としない操作モードが用意されて	ドで行われる場合、音声入力を必 いるか			
限られた器用さ又は力での使用				
製品・サービスが手の動作を必要。 要としない操作モードが用意されて	cする場合、細かい運動制御等を必 いるか			
限られた手の届く範囲での使用				
	ドで提供される場合、手の届く範囲			
光の点滅による影響の最小化(光感受性発作)			
製品が視覚的な操作モードで提信 起こすリスクを最小化するような配	せされる場合、光感受性発作を引き 慮がなされているか			

- ●「(2)技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基 準」)」の結果を参照し、「書式」自己評価結果」(以下、「書式」) の「評価結果欄」を記載。
- ●このとき、配慮対象項目と技術基準の項目との関係性において「●」 がついている該当項目の適合状況を踏まえ、下表判断基準にした がってください。

技術基準に対する適合状況	評価結果欄
技術基準の該当項目の全てに適合している	対応している
技術基準の該当項目の一部に適合している	部分的に対応している
技術基準の該当項目に適合していない (適合することが望ましいが現時点で適合できていない)	対応していない
技術基準の該当項目に適合していない (ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がない)	対応する必要がない

- ◆各配慮対象項目における「概要」欄には、それぞれの判断理由を記載。
- ●なお、概要欄では、JIS X 834 I が定める技術基準の項目以外に、情 報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば追記いた だいて構いません。また、その他アピールしたい事項、新しい支援技術 や代替手段に関する事項があれば、追記いただいて構いません。

評価結果欄	概要欄の記載内容
対応している	一(記載不要)
部分的に対応している	対応していない事項を記載
対応していない	一(記載不要)
対応する必要がない	なぜ対応する必要がないか、理由を簡単に記載

その他の欄の書き方や詳細は、「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック改訂版」を確認してください。

情報アクセシビリティ自己評価様式 の作成ガイドブック 改訂版 総務省情報流通行政局 情報流通振興課情報活用支援室 2023年3月

総務省HPにおいて、様式等を公開しています。



■ 作成・活用方法に関する相談窓口を設置しています。

情報アクセシビリティ自己評価様式の作成・活用方法についての問合せ窓口 株式会社野村総合研究所 メール: vpat-support (atmark) nri.co.jp ※ (atmark)を@に置き換えてください。

※ご質問·相談内容によっては、ご返信までに数日いただくこともございます。またご質問等の内容によってはお 答えしかねる場合もあるため、あらかじめご了承ください。

※情報アクセシビリティ自己評価様式において「書式2 技術基準」として用いている日本産業規格(JIS X 8341シ リーズ)に関する質問等については、以下へ直接ご連絡をお願いします。

• 経済産業省HP(最新のJIS情報)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jis-joho.html

Envision the value, Empower the change